

賃貸借の更新の推定 H20-13-2 <<#381>>

民法・借借

【問】 正誤をつけよ。

~~借借~~

Aが所有している甲土地を平置きの駐車場用地として利用しようとするBに貸す場合において、土地賃貸借契約の期間満了後に、Bが甲土地の使用を継続していてもAB間の賃貸借契約が更新したものと推定されることはない。

【答え】 誤り

《ポイント》 賃貸借の更新の推定

賃貸借の期間が満了した後賃借人が賃借物の使用又は収益を継続する場合において、賃借人がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第 617 条の規定により解約の申入れをすることができる。（民法 619 条 1 項）

